

会計年度任用職員募集

新型コロナ関連業務職員

①新型コロナウイルス感染症対策業務専門員
【勤務内容】新型コロナ初期スクリーニングPCR検査での検体採取、積極的疫学調査ほか
【報酬等】月額30万2,000円程度、交通費は相当額を支給(上限あり)。期末手当あり。社会保険等に参加

②新型コロナウイルス感染症相談業務員
【勤務内容】新宿区新型コロナウイルス電話相談センターにおける相談業務、新型コロナ患者の健康観察業務ほか
【報酬等】月額22万7,000円程度、交通費は相当額を支給(上限あり)。期末手当あり。社会保険等に参加
……………<①②共通>……………
【対象】保健師または看護師の資格をお

持ちの方、若干名
【任用期間】4月1日から1年間
【勤務日時】月～金曜日のうち週4日、原則として午前8時30分～午後5時15分のうち7時間30分(週30時間)
【勤務場所】保健予防課
【選考】▶1次…書類・作文、▶2次…面接
【申込み】所定の申込書(写真を貼る)、資格登録証の写し、作文(テーマは「志望動機と、新型コロナウイルス感染症対策において私にできること」、原稿用紙800字以内)を2月12日(金)までに保健予防課(〒160-0022新宿5-18-21、第2分庁舎分館1階)☎(5273)3862へ郵送(必着)または直接、お持ちください。募集案内等は同課で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

牛込保健センター職員

①看護師
【対象】看護師の資格をお持ちで、パソコン(ワード・エクセル等)ができる方、1名
【勤務日時】原則として月～金曜日のうち週1日、1日6時間
【勤務内容】保健センターでの相談業務、健診業務ほか
【報酬等】月額4万5,000円程度。交通費は相当額を支給(上限あり)

②精神障害者相談支援員
【対象】精神保健福祉士の資格をお持ちで、精神障害者支援の実務経験がある方、1名
【勤務日時】月～金曜日のうち週4日、午前8時30分～午後5時15分のうち7時間30分(週30時間)
【勤務内容】措置入院患者等への退院後の支援ほか

【報酬等】月額26万5,000円程度。期末手当あり。交通費は相当額を支給(上限あり)。社会保険等に参加
……………<①②共通>……………
【任用期間】4月1日から1年間
【勤務場所】牛込保健センター
【選考】▶1次…書類・論文、2次…面接
【申込み】所定の申込書(写真を貼る)、資格証の写し、論文(A4判横書き原稿用紙1,000字程度。テーマは▶①は「自身の経験から、保健センターにおける相談業務に活かせること」、▶②は「地域における精神障害者への支援で大切にしたいこと」)を、2月5日(金)までに同センター(〒162-0851弁天町50)☎(3260)6231へ郵送(必着)または直接、お持ちください。募集案内は、同センターで配布するほか、新宿区ホームページから取り出せます。

宿直相談員

【対象】国籍を問わず、窓口・電話対応に必要な日本語の文章理解・会話、パソコンで簡単なキーボード入力ができる方、1名
【勤務日時】月～金曜日は午後5時～翌日午前9時、土・日曜日は午前8時30分～翌日午前8時45分のシフト制勤務。1年を通じて平均週30時間勤務。深夜帯に仮眠時間あり
【勤務場所】区役所本庁舎宿直室
【勤務内容】区の執務時間外(夜間)や休日における宿直事務(窓口での届出受領や電話対応ほか)
【報酬等】月額18万7,000円程度。交通

費は相当額を支給(上限あり)。期末手当あり。社会保険等に参加
【任用期間】4月1日から1年間
【選考】▶1次…書類・作文、▶2次…面接(3月2日(火)または3日(水))
【申込み】所定の申込書と作文(テーマは募集案内に記載)を2月5日(金)午後5時までに総務課庁舎管理係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎3階)☎(5273)3495へ郵送(必着)または直接、お持ちください。募集案内等は、同係で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

土木相談員

【対象】屋外広告物の許可等の遂行に必要な知識・技能があると認められ、意欲のある方、若干名
【勤務日時】月～金曜日のうち週4日、午前8時30分～午後5時のうち7時間30分(週30時間)
【勤務場所】土木管理課
【勤務内容】屋外広告物の許可等に関する事務ほか
【報酬等】月額21万円程度。期末手当あり。交通費は相当額を支給(上限あり)。社会保険等に参加
【任用期間】4月1日から1年間
【選考】▶1次…書類・小論文、▶2次…

面接(2月下旬)
【申込み】所定の申込書(写真を貼る)、小論文(原稿用紙1,000字以内。テーマは「新宿区における屋外広告物について」)を2月8日(月)までに土木管理課(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階)☎(5273)3574へ郵送(必着)または直接、お持ちください。募集案内は土木管理課係で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。



受動喫煙防止にご協力を

【問合せ】衛生課管理係(第2分庁舎3階)☎(5273)3838へ。

改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例が令和2年4月に全面施行され、病院や学校等は屋内完全禁煙、複数の人が利用する施設(飲食店、事務所、娯楽施設等)は、原則屋内禁煙となったほか、喫煙や禁煙に関する標識を掲示することが義務付けられています。また、屋外での喫煙は、法や都条例による罰則はありませんが、望まない受動喫煙への配慮義務が生じます。

事業者の皆さんへ

●屋内では
屋内に喫煙室を設置する場合は、法の定める基準を満たす必要があります。施設と喫煙室の出入口に標識を掲示してください。

●屋外では
屋外に喫煙場所を設置する場合、望まない受動喫煙が生じない場所とするよう配慮をお願いします。



飲食店の皆さんへ

左記に加え、都条例により、禁煙の場合も店頭表示が義務付けられているため、標識掲示をお願いします。また、喫煙可能室(店)を設置した場合は、標識掲示とともに区衛生課管理係に届け出が必要(設置要件あり)。

区民の皆さんへ

ベランダ、居宅などで喫煙する場合も、望まない受動喫煙が生じないよう、近隣の方や身近な方への配慮をお願いします。

◎新制度に関するハンドブック・標識(ステッカー)を区衛生課管理係で配布しています
新制度の詳しい内容は、東京都の「東京都受動喫煙防止条例」ホームページ(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html)でご案内しています。

ご意見を募集します 食品衛生監視指導計画(案)

区内の食の安全確保を目的として、食品関係施設等への監視指導に関する基本的な方針、重点的に監視する事項等について定めています。
令和3年度計画(案)についてご意見を募集し、いただいたご意見を参考に計画を策定します。計画(案)の全文は衛生課、区政情報課(本庁舎3階)、区政情報センター(本庁舎1階)、特別出張所、区立図書館で配布するほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

3年度の監視指導における重点事業

- ①食肉の生食、加熱不足による食中毒対策
- ②ノロウイルスによる食中毒対策
- ③アニサキス等寄生虫による食中毒対策
- ④輸入食品の安全確保
- ⑤HACCPに沿った衛生管理の制度化への対応



【ご意見の提出方法・問合せ】
2月8日(月)までに衛生課食品保健係(〒160-0022新宿5-18-21、第2分庁舎3階)☎(5273)3827・☎(3209)1441へ郵送(必着)・ファックスまたは直接、お持ちください。新宿区ホームページからも受け付けます。ご意見には、住所・氏名(法人の場合は法人名・所在地)をご記入ください(住所・氏名等の個人情報公表しません)。ご意見への個別回答はしません。

区民のひろば

日時・会場は予定です。
【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階)☎(5273)4064・☎(5272)5500へ。
★催し・講座★
◆はじめてのフラダンス体験会
2月2日(火)午前10時30分～11時30分、西新宿1丁目で。ハワイの曲に合わせてフラダンスのステップを指導。毎月第1火曜日に同様の体験会あり。¥1回1,000円。☎1月26日(火)から電話で。先着3名。☎日・火・木・土曜日にレアミニフラダンス・石井☎090(9384)4711